

インフルエンザに罹患した場合の登校許可書の取扱いについて

インフルエンザは、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が突然現れる、感染力が強い病気です。学校においては、学校保健安全法施行規則第19条で、出席停止期間が決められております。

川崎市立学校においては、以前から、川崎市教育委員会と川崎市医師会との協議を踏まえ、感染症の拡大防止の観点から医療機関が発行する登校許可書の提出の協力を保護者様をお願いしていましたが、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザが同時流行した場合の医療のひっ迫を回避するために、医療がひっ迫することが予想される期間、医療機関が発行する登校許可書の提出を求めないこととしておりましたが、この取り扱いを、当面の間延長することといたしました。

インフルエンザと診断された場合は、次のインフルエンザ出席停止期間は十分療養し、医師の指導のもと、回復してから登校するようにしていただきますようお願いいたします。その際、インフルエンザによる療養期間（○月○日から○月○日まで）を、連絡帳やミマモルメ等で学校へお知らせください。

【インフルエンザ出席停止期間の基準】

「発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで出席停止とする。」

新型コロナウイルスに罹患した場合の対応について

- 児童に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合、学校保健安全法第19条により、次の期間は出席停止となりますので、学校に御連絡をいただきますようお願いいたします。

出席停止期間

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

※発症日を0日目、無症状の場合は、検体採取日を0日目とする。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

- 濃厚接触者の特定は行われなくなったことから、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等であっても、児童本人の感染が確認されていなければ出席停止にはなりません。

- 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう、家庭でもお話しください。

※咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチや、袖、肘の内側等を使って、口や鼻をおさえること。